

議案第 1 2 号

公募委員の登用を推進するための関係条例の整備に関する条例

(羽生市公民館運営審議会設置条例の一部改正)

第 1 条 羽生市公民館運営審議会設置条例(昭和 3 0 年条例第 2 0 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(組織) 第 2 条 審議会は、 <u>委員 1 5 人以内</u> をもって組織する。 2 委員は、 <u>次に掲げる者のうちから羽生市教育委員会</u> が委嘱する。 <u>(1) 学校教育の関係者</u> <u>(2) 社会教育の関係者</u> <u>(3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者</u> <u>(4) 識見を有する者</u> <u>(5) 公募による市民</u>	(組織) 第 2 条 審議会は、 <u>1 5 名以内の委員</u> をもって組織する。 2 委員は、 <u>学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに識見を有する者の中から、教育委員会</u> が委嘱する。

(羽生市社会教育委員設置条例の一部改正)

第 2 条 羽生市社会教育委員設置条例(昭和 3 0 年条例第 2 2 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては

「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。) については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(定数等)</p> <p>第2条 委員の定数は、<u>20人以内</u>とする。</p> <p>2 委員は、<u>次に掲げる者のうちから羽生市教育委員会</u>（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。</p> <p style="margin-left: 2em;">(1) <u>学校教育の関係者</u></p> <p style="margin-left: 2em;">(2) <u>社会教育の関係者</u></p> <p style="margin-left: 2em;">(3) <u>家庭教育の向上に資する活動を行う者</u></p> <p style="margin-left: 2em;">(4) <u>識見を有する者</u></p> <p style="margin-left: 2em;">(5) <u>公募による市民</u></p> <p style="text-align: center;">(任期等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(委任)</p> <p>第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。</p>	<p style="text-align: center;">(定数)</p> <p>第2条 委員の定数は、<u>20名以内</u>とする。</p> <p>2 委員は、<u>学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに識見を有する者の中から羽生市教育委員会</u>（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。</p> <p style="text-align: center;">(任期等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p style="text-align: center;">(委任)</p> <p>第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。</p>

(羽生市立図書館協議会設置条例の一部改正)

第3条 羽生市立図書館協議会設置条例（昭和39年条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(設置)</p> <p>第1条 図書館法（昭和25年法律第118号）第14条第1項の規定に基づき、<u>羽生市立図書館協議会</u>（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>(定数)</p> <p>第2条 協議会委員（以下「委員」という。）の定数は、<u>15人以内</u>とする。</p> <p><u>(委員)</u></p> <p>第3条 委員は、<u>次に掲げる者のうちから羽生市教育委員会が委嘱する。</u></p> <p><u>(1) 学校教育の関係者</u></p> <p><u>(2) 社会教育の関係者</u></p> <p><u>(3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者</u></p> <p><u>(4) 識見を有する者</u></p> <p><u>(5) 公募による市民</u></p> <p>(委任)</p> <p>第5条 この条例に定めるもののほか協議会の運営に関し<u>必要な事項は、教育委員会規則</u>で定める。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 図書館法（昭和25年法律第118号）第14条第1項の規定に基づき<u>羽生市立図書館協議会</u>（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>(定数)</p> <p>第2条 協議会委員（以下「委員」という。）の定数は、<u>15名以内</u>とする。</p> <p><u>(委嘱)</u></p> <p>第3条 委員は、<u>学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに識見を有する者の中から、羽生市教育委員会</u>が委嘱する。</p> <p>(委任)</p> <p>第5条 この条例に定めるもののほか協議会の運営に関し、<u>必要な事項は、羽生市図書館協議会運営規則</u>で定める。</p>

(羽生市都市計画審議会条例の一部改正)

第4条 羽生市都市計画審議会条例（昭和44年条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(組織)</p> <p>第3条 審議会は、<u>委員15人以内で組織する。</u></p> <p>2 委員は、都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令（昭和44年政令第11号）第3条第1項及び第2項<u>の規定に基づき、次に掲げる者のうちから市長が任命する。</u></p> <p><u>(1) 学識経験のある者</u></p> <p><u>(2) 市議会の議員</u></p> <p><u>(3) 関係行政機関又は埼玉県 の職員</u></p> <p><u>(4) 公募による市民</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p>(臨時委員及び専門委員)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 臨時委員は<u>その特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員はその専門の事項に関する調査が終了したときに解任されるものとする。</u></p> <p>(会議)</p> <p>第6条 審議会は、会長が招集し、<u>そ</u></p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 審議会は<u>委員15名以内で組織する。</u></p> <p>2 委員は、都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令（昭和44年政令第11号）第3条第1項及び第2項<u>に規定する者のうちから市長が任命する。</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p>(臨時委員及び専門委員)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 臨時委員は、<u>その特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は、その専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。</u></p> <p>(会議)</p> <p>第6条 審議会は、会長が招集し、議</p>

<p>の議長となる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 (略)</p> <p><u>(羽生市都市計画委員会設置条例の 廃止)</u></p> <p>2 羽生市都市計画委員会設置条例 (昭和31年条例第40号)は、<u>廃止 する。</u></p>	<p>長となる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 羽生市都市計画委員会設置条例 (昭和31年条例第40号)は<u>廃止 する。</u></p>
--	---

(羽生市総合振興計画審議会条例の一部改正)

第5条 羽生市総合振興計画審議会条例(昭和45年条例第35号)

の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから 市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 公募による市民</u></p> <p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 (略)</p> <p><u>(羽生市新市建設審議会条例の廃 止)</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから 市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p>

(羽生市水道事業運営審議会条例の一部改正)

第6条 羽生市水道事業運営審議会条例(昭和49年条例第26号)

の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(組織) 第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 (1)・(2) (略) (3) <u>公共的団体等の代表</u> (4)～(6) (略) (7) <u>公募による市民</u> (庶務) 第7条 審議会の庶務は、 <u>まちづくり部水道課</u> において処理する。 (委任) 第8条 この条例に定めるもののほか、 <u>審議会</u> の運営等に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。	(組織) 第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 (1)・(2) (略) (3) <u>婦人団体</u> の代表 (4)～(6) (略) (庶務) 第7条 審議会の庶務は、 <u>水道課</u> において処理する。 (雑則) 第8条 この条例に定めるもののほか、 <u>審議会</u> の運営等に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(羽生市下水道事業審議会条例の一部改正)

第7条 羽生市下水道事業審議会条例(昭和55年条例第13号)の

一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)

については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p><u>(1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第19条に規定する下水道計画の決定(同法第21条に規定する下水道計画の変更を含む。)区域内の自治会を代表する者</u></p> <p><u>(2) 市内の商工団体を代表する者</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 市内の<u>公共的団体等を代表する者</u></p> <p>(5) <u>識見を有する者</u></p> <p><u>(6) 公募による市民</u></p> <p><u>(委任)</u></p> <p>第8条 (略)</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p><u>(1) 町内会長</u></p> <p><u>(2) 商工団体の役員</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 市内の<u>公共団体等の役員</u></p> <p>(5) <u>学識経験</u>を有する者</p> <p><u>(雑則)</u></p> <p>第8条 (略)</p>

(羽生市立郷土資料館条例の一部改正)

第8条 羽生市立郷土資料館条例(昭和61年条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(運営委員会)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 委員会は、<u>委員7人以内で組織する。</u></p> <p>4 <u>委員は、次に掲げる者のうちから羽生市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱し、又は任命する。</u></p> <p><u>(1) 識見を有する者</u></p> <p><u>(2) 学校教育の関係者</u></p> <p><u>(3) 社会教育の関係者</u></p> <p><u>(4) 関係行政機関の職員</u></p> <p><u>(5) 公募による市民</u></p> <p><u>(6) その他教育委員会が適当と認める者</u></p> <p>5 <u>委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第9条 この条例に定めるもののほか、資料館の管理運営に関し必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。</p>	<p>(運営委員会)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 委員会の委員は、<u>7名以内をもって組織する。</u></p> <p>4 委員の任期は、<u>2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第9条 この条例に定めるもののほか、資料館の管理運営に関し必要な事項は、<u>羽生市教育委員会</u>が定める。</p>

(羽生市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例の一部改正)

第9条 羽生市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例（平成5年条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在すると

きは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(廃棄物減量等推進審議会)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 審議会は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) 市民団体の代表者</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 公募による市民</u></p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(廃棄物減量等推進審議会)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 審議会は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) <u>市民及び市民団体の代表者</u></p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>

(羽生市スポーツ推進審議会設置条例の一部改正)

第10条 羽生市スポーツ推進審議会設置条例(平成24年条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

(1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、法第35条に規定するもののほか、次に掲げるスポーツの推進に関する重要事項について羽生市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じて調査審議する。</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審議会は、法第35条に規定するもののほか、次に掲げるスポーツの推進に関する重要事項について羽生市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じて調査審議するとともに、これらに関して教</p>

<p>(1) ~ (8) (略)</p> <p>2 <u>審議会は、前項に規定する事項に関し、教育委員会に意見を述べることができる。</u></p> <p>(組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p><u>(4) 公募による市民</u></p> <p>(任期)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>前条第2項第2号の委員は、その職を辞したときは、委員の職を失う。</u></p> <p>(会長等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に<u>事故</u>あるときは、その職務を代理する。</p>	<p><u>育委員会に建議する。</u></p> <p>(1) ~ (8) (略)</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。</p> <p>(1) ~ (3) (略)</p> <p>(任期)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>第3条第2項第2号の委員は、その職を辞したときは、委員の職を失う。</u></p> <p>(会長等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に<u>事故</u>あるときは、その職務を代理する。</p>
--	--

(羽生市子ども・子育て支援会議条例の一部改正)

第11条 羽生市子ども・子育て支援会議条例（平成25年条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 公募による市民</u></p>	<p>(組織)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第1条の規定による改正後の羽生市公民館運営審議会設置条例第2条、第2条の規定による改正後の羽生市社会教育委員設置条例第2条、第3条の規定による改正後の羽生市立図書館協議会設置条例第3条、第4条の規定による改正後の羽生市都市計画審議会条例第3条、第5条の規定による改正後の羽生市総合振興計画審議会条例第3条、第6条の規定による改正後の羽生市水道事業運営審議会条例第3条、第7条の規定による改正後の羽生市下水道事業審議会条例第3条、第8条の規定による改正後の羽生市立郷土資料館条例第8条、第9条の規定による改正後の羽生市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例第6条、第10条の規定による改正後の羽生市スポーツ推進審議会設置条例第3条及び第11条の規定による改正後の羽生市子ども・子育て支援会議条例第2条の規定（次項において「附属機関の委員に関する規定」という。）による委員の委嘱又は任命に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後の規定の例により行うことができる。

(附属機関の委員に関する経過措置)

- 3 附属機関の委員に関する規定は、この条例の施行の日以後に委嘱され、又は任命される委員について適用する。

令和5年2月21日提出

埼玉県羽生市長 河田 晃 明

